

備前市監査委員告示第2号

平成26年度定期監査（第1期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成26年度定期監査（第1期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年5月25日

備前市監査委員 大 田 淳 一  
備前市監査委員 掛 谷 繁

所 管 部 署	教育委員会学校教育課
---------	------------

【指摘事項】 (伊里幼稚園)	措 置 状 況
<p>預り金の支出調書に添付されていた領収書について、商品名等は複写で記入されているが、領収年月日を手書きで記入されていたものが見受けられた。手書き記入は、領収書受領後の記入と誤認される恐れがあることから、領収書発行時に記入するよう納入業者等に指導されるとともに、領収書を受領する際には、記入内容等について確認されたい。</p>	<p>領収書発行時に納入業者等に年月日を記入していただくようにしました。 記入内容についても確認するようにしています。</p>
【指摘事項】 (日生幼稚園)	措 置 状 況
<p>設備台帳について、すでに撤去された設備の台帳が設備台帳に綴られていた。撤去等により現物がない設備については、適宜、設備台帳から削除され、別の簿冊とするなど区別されたい。また、設備台帳の内容について、空欄が目立つものが見受けられたので、調査を行い、内容の充実を図られたい。</p>	<p>台帳に廃棄処分の仕切りを作りそちらへ綴じこみ区別するようにしました。台帳の内容については調査しましたが、市町の合併により資料がないため不明であり、記入はできていません。</p>
【指摘事項】 (全般的事項)	措 置 状 況
<p>特色ある学校づくり補助金については、補助金交付決定通知前に事業を実施しているものや、補助金交付決定通知後、補助金の入金前に事業を実施しているもの等、事業の実施に伴う支払いの時期に違いが見受けられた。教育委員会へ確認したところ、補助金交付決定通知後に事業を実施するように指導しているとの回答を得たところであるが、より一層の指導を徹底されるとともに、事業を実施している園・校からは、年度当初に事業を行いたいとの要望もあることを考慮され、正当な事務手順を遵守して補助金の交付目的が達成できるように検討されたい。</p>	<p>交付決定通知後に事業を実施するよう、再度指導し、周知徹底しました。また、制度設計を見直し、例年に比べ計画書等の提出時期を早めに設定することで、早期から事業の実施ができるよう対応しました。</p>
<p>預り金や補助金対象となる支出に立替払いでの支払が見受けられた。原則、立替払いは認めていないとのことだが、やむを得ず、立替払いをする際には、誰がいつ立替をしたのか、また、立替払いの精算が行われたのか明記す</p>	<p>立替払いは、原則認めないことを再度指導しました。また、やむを得ず立替払いをする場合には、立替払い日、精算日を必ず明記し、立替払いをした者が押印するなど事務処理の経過を明確にしておくよう指導しました。</p>

るなど、事務処理の経過がわかるようにされたい。